

## 1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

|   |
|---|
| <b>[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</b>   |
| <p>中心市街地活性化に向けた各事業のうち、先導的かつ他事業への波及効果の大きい都市計画道路中央通り線及び寄居駅南口駅前広場整備については、公共投資規模が大きいことに加え、地権者の理解と協働によるまちづくりが必須であることから、隣接地で展開される寄居駅南口駅前拠点整備事業との連携した取組みによる事業実施が求められる。</p>   |
| <b>[2] 都市計画等との調和</b>  |
| <p>平成12年3月に策定された「寄居町都市計画マスタープラン」では、「4目指すべき都市像」の章の「将来の都市構想」の中で市街地を形成する地域において、寄居駅南は「商業拠点としての形成を促進する。この拠点の形成にあたっては、都市計画道路の積極的な整備をはじめとして拠点を結ぶ道路のアクセスの確保、狭小な道路の改善と歩行者の利便性、安全性などをはじめ、都市施設の整備を促進する。」としている。</p> <p>また、「6整備方針」では、市街地地区およびその周辺地域は、行政・教育・文化・商業等の都市核として発展させ、生活環境の整備と歴史的環境の醸造を図るとしている。</p> <p>※次期寄居町都市計画マスタープランは、平成29年度中の完成を目指して作成中。</p> |
| <b>[3] その他の事項</b>   |
| なし  |